

参加 ご聴傍 裁判 お願い します!!

町訪諺市立日

県産廃処分場 新設道路費用 差止裁判

新設道路 ルート 第~~5~~^{変更}回口頭弁論 **準備手続**

大久保中付近 ～ 中丸・小咲台団地横 ～ 太平田鉾山跡地
(処分場予定地)

2022 年 12 月 22 日(木) 13:00 集合
(14 : 00 開廷)

傍聴に多くの人が参加することによって、産廃処分場の裁判の社会的な重要性をアピールすることができます。裁判は、法律問題のみではなく、裁判官に与える印象も判決に大きな影響を及ぼします。ぜひ多くの方のご参加をお願いいたします。

★裁判の傍聴は、住民説明会等とは違いますので、裁判所では出席者の住所氏名を確認されることはありません。

異常気象による豪雨災害で処分場が被災するという想定外の事態が起きた場合、損害を被るのは、周辺の住民以外の誰でもありません。被告は、鮎川・桜川のハザードマップ作成を処分場建設前ではなく令和 7 年まで見送るとしていますが、そもそも実質的に洪水浸水想定域である候補地は立地回避区域なので、処分場と新設道路を建設は違法であり、廃止されなければなりません。

搬入ルートは、梅林通りも新設道路も学校や住宅街のすぐ近くです。このような大きな変更があると、当初の見積は存在意義がありません。市道梅林通りと県道 37 号線は、大型車両が産廃を載せて走行するのが困難であることは誰の目にも明らかです。交通安全や渋滞、生活、市民の憩いの場への影響についての不考慮と事実の評価の不合理によって、新設道路に社会通念からかけ離れた高額の税金を投入する事態を招きました。これは裁量権の濫用で違法なので、支出は差止められなければなりません。



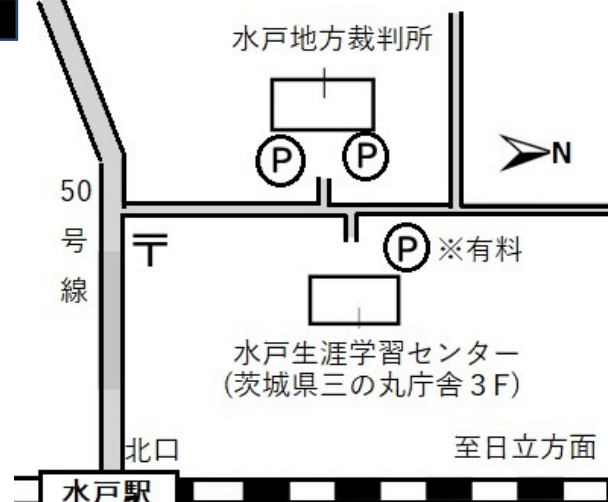
集合場所 ▶ 水戸地方裁判所前
学習会 : 裁判終了後、水戸生涯学習センターにて

※コロナ対策にご協力をお願いいたします。
※駐車場には限りがありますので、公共交通機関等をご利用ください。
※当日、裁判の資料を配布いたします。

【 前回裁判のまとめ 】

前回の裁判では、私たちの主張に対する反論をまとめた被告側の準備書面(2)が提出されました。口頭弁論では、その準備書面の内容について裁判の中で発言する「意見陳述」をすることができますが、被告側はそれを行いませんでした。裁判官や傍聴者に対して、自分たちの意見を伝える機会であった筈ですが、信念があればそれを堂々と表明すべきであったのに、それを避けました。

裁判の中では、新設道路を作るという大幅な計画変更のカギとなった「周辺住民の意向」について裁判長から、確認の提起がされました。



連絡先
荒川

新設道路費用差止請求原告団団長
照明 (090-9845-7019)